平成２８年（フ）第１２４号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目14番34―13号
債務者　長迫　正剛
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
鹿児島県日置市日吉町吉利1380番地　南区団地２－２
債務者　牧野　高**德**
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１４５号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目41番３号（ブリリアン宇宿303号）
債務者　田下エツ子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１２号
愛媛県宇和島市伊吹町甲676番地１
債務者　山本　貴子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月24日まで
松山地方裁判所宇和島支部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第３３号
島根県益田市あけぼの東町８番地11
破産者　有限会社オートライフおざき
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２７年（フ）第６３１号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目１番10号
破産者　株式会社花山工業
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第７８号
宮城県黒川郡大和町もみじケ丘３丁目34番地の２
破産者　株式会社東北ネットワークス
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３８７号
神奈川県相模原市南区大野台５丁目16番７－３Ｆ
破産者　株式会社ラディーチェ
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１８９３号
愛知県春日井市牛山町2791番地
破産者　伊藤スクリーン株式会社
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４８号
愛知県小牧市中央３丁目203番地
破産者　有限会社電気レンジャー
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７５号
名古屋市中区松原３丁目12番５号
破産者　株式会社タニテック
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５２号
三重県松阪市若葉町82番地１　市営若葉団地303号
破産者　冨本勢津代
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第１２２８号
岡山県倉敷市連島５丁目５番17号
破産者　有限会社シスコデザイン
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２７４号
大阪市北区豊崎３丁目20番９号（三栄ビル）
破産者　ケンバリー株式会社
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３４３号
大阪府東大阪市宝持２丁目２番23号
破産者　メイコー開発株式会社
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５５５号
大阪府門真市四宮６丁目６番６号
破産者　株式会社テラオカ
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６１号
大阪府大東市北条７丁目１番６号
破産者　株式会社三晶
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０２号
大阪市北区梅田１丁目11番４－1100号
破産者　エム・アイグース株式会社
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５７４号
大阪府茨木市野々宮２丁目10番27号
破産者　有限会社朝日テクノ工業
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６４４号
大阪府箕面市船場東２丁目５番47号　ＣＯＭ３号館
破産者　有限会社フランタリー
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部